

宜 議 第 5 5 9 号
令 和 7 年 1 月 1 4 日

議 長
呉 屋 等 殿

経 済 建 設 常 任 委 員 会
委 員 長 知 名 康 司

委 員 会 審 査 結 果 に つ い て (報 告)

閉会中において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたしましたので、各案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第29条の規定により、その結果を報告いたします。

1. 委員会活動

期 間 期 日	会 議 月 日	備 考
令 和 6 年 1 0 月 3 0 日	令 和 6 年 1 0 月 3 0 日	認定第3号、認定第4号、認定第7号
会議日数 1 日 間		

2. 会議事項

議案番号	件名	付託月日	議決月日	結果
認定第3号	令和5年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	令和6年 10月3日	令和6年 10月30日	認定
認定第4号	令和5年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	令和6年 10月3日	令和6年 10月30日	認定
認定第7号	令和5年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	令和6年 10月3日	令和6年 10月30日	認定

※結果欄について、賛否が分かれた場合のみ、（賛成多数）等の表記を行い、“全会一致”の場合は特に表記をしない。

經濟建設常任委員會會議錄

○開催年月日 令和6年10月30日（水） 1日目

午後2時00分 開会

午後3時14分 閉会

○場 所 第2常任委員會室

○出席委員（6名）

委員長	知名康司
委員	濱元朝晴
委員	下地崇

副委員長	宮城優
委員	又吉亮
委員	嶺井拓磨

○欠席委員（0名）

○説明員（8名）

建設部長 次	城間勝也
市街地整備課 計画係主任主事	森永穰英
市街地整備課 工事一係長	仲間淳
市街地整備課 補償係長	狩俣智昭

市街地整備課 課長	嶺井実克
市街地整備課 計画係主任技師	須永飛香
市街地整備課 工事二係長	真志喜徹也
市街地整備課 換地係長	上江洲智

○参考人（0名）

○議会議務局職員出席者

主事	又吉竜希
----	------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- (1) 認定第 3号 令和5年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業
特別会計歳入歳出決算の認定について
- (2) 認定第 4号 令和5年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業
特別会計歳入歳出決算の認定について
- (3) 認定第 7号 令和5年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業
特別会計歳入歳出決算の認定について
- (4) 認定第 3号 令和5年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業
特別会計歳入歳出決算の認定について
- (5) 認定第 4号 令和5年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業
特別会計歳入歳出決算の認定について
- (6) 認定第 7号 令和5年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業
特別会計歳入歳出決算の認定について

令和6年10月30日（水）第1日目

○知名康司 委員長 皆さん、こんにちは。ただいまから経済建設常任委員会を開会いたします。
これより議事に入ります。

（開会時刻 午後2時00分）

【議題】

認定第3号 令和5年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○知名康司 委員長 継続審査となっております認定第3号 令和5年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

それでは、担当課からの認定第3号についての趣旨説明をお願いいたします。建設部次長。

（執行部説明省略）

○知名康司 委員長 それでは、本件に対する質疑を許します。濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 420ページの歳出で1款1項2目建設事業費で、その中で一番右側備考で宇地泊第二土地区画整理事業の委託料1億428万円、その辺の説明をお願いできますか。委託料ってどんな感じの、清算金の面だと思いますが、ちょっと。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 1億円余りの委託料につきましては、令和4年度繰越しで、令和4年度というのが換地処分業務を発注していて、業務支援みたいな形で委託料として測量であったり、全地権者に家の換地処分に向けての説明だったり、そういう委託料でした。令和4年度。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 結局令和4年というのは今聞いたのですが、令和5年の決算ということで、その関連というのがどういう関連なのか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 繰り越した理由は、換地処分は無事終了したのですけれども、令和4年度に換地処分していて、令和4年度末、2月なのですけれども、それで行政手続は終了したのですけれども、清算金等も全てこの年度で終わる予定だったのです。なののですけれども、30年余りの事業の中で相続等があって、行方不明の方がいたり、そういった形の方たちがいたために、いまだに清算金は事務手続はやっているのですけれども、そういう流れで繰越しをして、この地権者を追う作業も最後までこの業務に入っていたので、そういうことです。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 結局区画整理の場合は、最終的にはいつまでかかるのか、その辺伺います。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 行政手続はもう終えて、あとは清算金の徴収、交付。交付はもう終えているのです。交

付は終わっている、支払いは。いない方というか、行方不明、相続の方たちについては法務局のほうに供託もして、手続は終わっているのですけれども、徴収はさすがに何百万円単位という方がいて、それを5年に区切ってお支払いしていただくとか、それが終了後が認可権者の県への区画整理事業の完了。清算金を徴収を終えた後にこの事業が終了ということで、それまでは私たちの仕事、市施行なので。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 徴収がちょっと厳しいという話なのだけれども、結局どこかで一応区切ってから残りをやるのか、それともこの残りまでちゃんと終わってからでないと締めないのか、その辺ちょっと。

○知名康司 委員長 換地係長。

○市街地整備課換地係長 清算金についてはおおむね徴収は終わっておりまして、残り数件、1桁になっていますね。その方というのは、残り分納を希望された方になっていますので、今最長が5年になっています。お一人、5年の方がいらっしゃるんで、この方が終わると事業が完了の予定です。この方、今分納を全て払ってきておりますので、事業の完了の見通しが立っている状況でございます。以上です。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 順調にいつているという形で一応理解します。以上です。

○知名康司 委員長 ほかに。下地崇委員。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 すみません。事業の進捗とは関係ないかもしれない。419ページ、前もどなたか質疑したかもしれないのですが、補助費の中に児童手当が入っていて、別の会計でも児童手当に補助をあてがうという考えがあるのだらうと思うのですけれども、これ何か根拠って、補助費を職員のお子さんの児童手当に入れられるというその基準というのですか、指針とか、もしお分かりでしたら教えてもらいたいのですけれども。

(「ちょっと休憩」という者あり)

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後2時14分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後2時16分)

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 歳出、予算の書き方になるのですけれども、給料、人件費については全て一般会計からのものになります。これまでも一般会計からということになっています。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 給料は一般会計、すみません。私の捉え方が違うのか、419ページ、右の1款1項1目の備考、説明、備考欄1のことなのか。7行目、児童手当92万円。この(補助)というのは、国庫補助の財源を児童手当に充てているのかと思うのですけれども、国からの基準でこの辺使ってもいいという、そういうのがあって出しているのかと思うのですけれども、説明……。

(「休憩」という者あり)

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後2時17分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後2時22分)

○知名康司 委員長 計画係、森永主任主事。

○市街地整備課計画係主任主事 こちらの宇地泊第二土地区画整理事業事務運営費(補助)となっている事業名称につきましては、今現在につきましては宇地泊特別会計については、全て一般会計から繰り入れて賄っている状態でございますが、以前は国庫補助をいただいて事業を執行していた名残がございまして、事業名称には補助という名称が残っておりますが、児童手当等についての人件費につきましては、全て一般会計から繰り入れて財源を賄っておりますので、こちらの児童手当が補助を受けているということはございません。以上です。

○知名康司 委員長 ほかに。宮城優委員。

○宮城優 委員 よろしく申し上げます。この事業の開始日と、あと事業の総面積が分かれば。

(「休憩」という者あり)

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後2時24分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後2時25分)

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 事業の開始年なのですが、平成6年からで、施行面積が36.2ヘクタール。

○宮城優 委員 平米に直すと……

○市街地整備課長 平米でいいですか。平米に直す。

○宮城優 委員 ヘクタールでいいです。大体イメージできました。

○市街地整備課長 36万……

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 分かりました。ありがとうございました。

あと、先ほど言った徴収しているというのは、これは税ですよ。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 これは税金ではない。清算金なので、面積が仮換地指定時の面積、皆さんにこれだけ、これだけって渡す面積より、実際最終的に面積を全地区を測って、この方が面積が少し1平米とか大きくなったので、面積相当分のお金を徴収する。逆に現地に小さく渡された分は、この減った分を我々とか交付する。なので、例えば全地区で1,000万円の徴収が出てきたとしても、交付で、面積は変わらない。全体のこの36.2ヘクタールは変わらない。1,000万円徴収を受けたら1,000万円を交付するという形が、区画整理の最終的な清算金、税金ではなくという……

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 軍用地等によくあるのは、地積が分からなくて測量を入れたときに、昔は畑であぜ道があったのが、この分が土地に換算されてプラス、土地の面積がプラスになるというケースがあるらしいのですが、それと似たような感じ。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 それとは全く…、区画整理なので、本当に碁盤状にイメージを、碁盤状になって1区画1区画という換地計画の平成6年に作成したそれぞれ宇地泊地権者何百人の方たちに明け渡す。区割りの面積は、皆様は100平米ですよ、200平米ですよ、300平米ですよって仮換地指定を受けた面積と、最終的な令和4年度末の換地処分最終的な面積の誤差によって、取る方もいれば払う方もいる。この面積、本当に1平米未満の方が大多数なのですけれども。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 そのときの地価はどう判断するのですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 この清算金に係る単価というか、定数なのですけれども、区画整理はちょっと別な計算式があるのですけれども、それはこの換地処分時の単価というか、地価というのですか、そういうふうに。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 分かりました。ありがとうございました。

○知名康司 委員長 ほかに。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 今の話の流れで勉強させてもらいたいのですけれども、区画整理に入る前に不確定土地があった場合って、そういうふうにやる。大体土地として確定されて、線引きされている状態だったときは、区画整理でうまくいくはずなのです。減歩が取れていないとなって、あなたは何平米ですよってあるのですけれども、この区画整理事業をやっていく中で、多分似たような質疑、同じようなあれだと思いののですけれども、不確定土地が存在した場合、どういうふうにしっかりと線引きして、そこで合意をもらって、本来あなたの土地は何ヘクタールですよ、減歩することによって何平米になりますよというふうに確定させていくのかというふうな、このスキームを教えてください。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 筆界未定って、今回宇地泊でもなく、西普天間でもなかったです。佐真下でもない。大山で出てきそうな、間違いなく出てくるという……

(何事かいう者あり)

○市街地整備課長 筆界未定というか、あそこを最近令和2年ぐらいに筆界未定、法務局が責任を持ってやりますという作業があって、そこに照会を今やっていて、大山土地区画整理事業が始まる前に、そういう形でちゃんと確定させてくださいというところを、法務局に今申請やっています。なので、そういうところが出ると、今までは市と地権者、筆界未定の方たちと一緒にやらないといけなかったと思うのですけれども、制度が変わって、国が主導で、そういう制度を使ってやるということに今なっていますので、今までのこの3事業については、そういう筆界未定とか、線引きが定まっていないところというのはなかったです。以上です。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、この3つに関してはなかったけれども、過去に不確定土地とかがあった場合に、土地区画整理事業をやっているところは、やる際に地権者の人たちと一緒にこれだけねというのを決めていく。これから先は大山のところでもあるように、土地区画整理事業に着手する前に法務局のほうでしっかり定め

て、どれぐらい必要か線引きもしっかりした上でやって、これから先はそういうふうに着手する前に土地を確定させていくというような段取りになっていくということですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 そうですね。もう分かっていたので、大山も50年未着手なので、近々見えてきたので、早めに国に照会しているというところです。区画整理事業以外は筆界未定って民民になってしまうので、役所が入ることはないです。区画整理事業もまた市施行、組合施行でも市が関わらないといけないので、区画整理事業についてはこういうケースが出ると、市もお手伝いしますよというようなことで、なんですけど、この野嵩とか大山で、区画整理事業、地区外と、そういう筆界未定とか出てきた場合は、市が介入するということはないですというところです。以上です。

○知名康司 委員長 ほかに。なければ進行して……

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 審査中の認定第3号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

【議題】

認定第4号 令和5年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○知名康司 委員長 次に、継続審査となっております認定第4号 令和5年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

担当課からの認定第4号についての趣旨説明をお願いいたします。建設部次長。

(執行部説明省略)

○知名康司 委員長 それでは、本件に対する質疑を許します。

では、交代します。

(委員長、副委員長と交代)

○宮城優 副委員長 知名康司 委員。

○知名康司 委員 では、ちょっと交代して。443ページの実質収支に関する調書の中で、まず間の途中の繰越明許費繰越額が8万円であるのですけれども、単純に見込んでこの金額、それに対する決算、歳入歳出差引額1,353万4,610円に対しての繰越明許費にしては、ちょっと額が小さいものだから、そういった規定があるのかどうかも含めて、この8万円に対してお願いします。

(「休憩」という者あり)

○宮城優 副委員長 休憩いたします。(午後2時39分)

○宮城優 副委員長 再開いたします。(午後2時42分)

○宮城優 副委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 先ほど次長のほうから説明があったのですが、繰越額が280万円、工事費として。ちょっと出てこないのですが、説明の中で280万円。そのうちのまた収入未済額が国庫補助なのですが、252万円で、繰越し280万円なので、この8万円を足して260万円。20万円につきましては、起債を充てておりますので、この8万円は一般会計になっております。

○宮城優 副委員長 知名康司 委員。

○知名康司 委員 8万円の一般会計、これ一番下の実質収支も一般会計になっていますよね、補正で。補正組んでいってはいるので、この8万円は一般会計になっております。

○宮城優 副委員長 休憩いたします。（午後2時49分）

○宮城優 副委員長 再開いたします。（午後2時52分）

○宮城優 副委員長 計画係、森永主任主事。

○市街地整備課計画係主任主事 こちらの8万円につきましては、翌年度へ繰り越すべき財源として、一般財源として8万円が上げられております。佐真下第二土地区画整理事業特別会計の令和5年度から令和6年度の繰越額が280万円となっております、先ほども申し上げましたとおり、そのうちの国庫補助の繰越額が252万円、そしてこちらの8万円と残り20万円が起債というふうになっております。以上です。

○宮城優 副委員長 いいですか。では……

○知名康司 委員 交代します。

（副委員長、委員長と交代）

○知名康司 委員長 ほかに、なければ進行してよろしいですか。

（「進行」という者あり）

○知名康司 委員長 進行します。あと1件あるのですが、そのまま進めるか、あるいは……録音記録の更新があるから、休憩しますね。

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午後2時54分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午後2時54分）

○知名康司 委員長 審査中の先ほどの認定第4号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたします。

【議題】

認定第7号 令和5年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○知名康司 委員長 次に、継続審査となっております認定第7号 令和5年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

担当課より認定第7号についての趣旨説明をお願いいたします。建設部次長。

(執行部説明省略)

○知名康司 委員長 それでは、本件に対する質疑を許します。下地崇委員。

○下地崇 委員 教えてもらえたらと思うのですが、521ページ、6番、地方自治法233条の2の規定による基金繰入額がゼロということですが、例えば仮に過去で基金として繰り入れられる金額がのるということもありましたでしょうか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 基金というのは、区画整理で言うと保留地処分金、保留地処分金が各年度、令和7年度から一般保留地は処分する予定になっているのですけれども、そういう保留地処分金の使い道というか、事業費より上回った場合は基金に繰り入れるという形ということであります。保留地処分金のことです。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 ここでは令和5年度決算なので、これまで西普天間、514ページの4款2項1目備考では、区画整理事業基金繰入金で9億8,700万円余りということですが、ではこれと先ほどの521ページの6番とは、別に整合性というものはなくて、過去に積み立てた金額は、繰入金として上げているこの決算では繰入れはないという考えでよろしいですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 基金は過去に琉球大学に売った保留地の基金を今積み立てて、そこから取り崩して事業を執行しておりますけれども、今年度に限っては先ほど言われた9億円余りのものは、事業で執行する予定なので、余って、その分執行しますということなんです。

○下地崇 委員 以上です。ありがとうございます。

○知名康司 委員長 ほかに。

○下地崇 委員 すみません。もう一個聞いていいですか。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 すみません。515ページ、この歳入の8款2項1目、備考欄ですけれども、電線共同溝建設負担金93万1,975円、歳入で負担金ということで説明いただきたいと思います。

○知名康司 委員長 工事一係長。

○市街地整備課工事一係長 無電柱化事業というのは、本来電力とか通信会社で自前、自己負担でやる事業であるのですが、ただ、西普天間地区においては、電線共同溝方式として宜野湾市が電力会社とか通信会社に代わって、電線共同溝という形で地中にケーブルを入れる管路を整備して無電柱化を推進、電力会社とか通信会社からしたら宜野湾市がアシストしているような形なのですが、本来電力会社とか通信会社が負担すべき費用を、今免れている状態になります、無電柱化に対する費用を。それに対する費用を回収する意味で、建設負担金としてそれぞれの電線共同溝に入線する会社から徴しているところです。負担金という形で。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 寄附みたいな認識ですか。

○知名康司 委員長 工事一係長。

○市街地整備課工事一係長 寄附というよりは、国で定めた単価がありまして、ケーブル1本当たり、1メ

ートル143円を電力とか通信会社から電線共同溝に幾ら入線しますかということを知った上で、ではこれに対する建設負担、宜野湾市が立て替えているという形の建設費用を、建設負担金としてそれぞれの電力、通信会社に請求しますということでやっております。

○知名康司 委員長 ほかに。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 今の話なのですけれども、この約93万2,000円、どうやって算出されているのですか。本来だったら、この面積とかメーター数なり、何本立つであろうみたいなどの本数から計算しているのか、それを教えていただきたい。

○知名康司 委員長 工事一係長。

○市街地整備課工事一係長 負担金の算出につきましては、まず電線共同溝の設計するに当たって、管路を何本地中に埋めるかという設計から始めるのですが、その何本とか口径を決める際に、沖縄電力とかNTT、OTNet、OCネットだとか、それぞれの占用する、電線共同溝に入線する予定の会社に問いかけて、西普天間ではどのくらいの延長と本数を入れますかというのをまず意見を聴取して、それを設計に反映するのですが、その中で意見を聴取した数量と延長をもって、先ほど申しました1本当たり143円/1メートルを掛けて建設負担金として徴収しますということで、今93万1,975円ってあるのですが、こちらのほうは電線共同溝の整備する事業期間がありまして、その事業期間の年数で分割して請求しているところです。ですから、3か年から4か年分割請求……

○又吉亮 委員 同じ額ということですね。

○市街地整備課工事一係長 そうですね。平準化になるように要求していますが、設計もまだまだ続きますので、それに応じてまた年度に応じて差が生じることもあります。

○知名康司 委員長 ほかに。なければ進めますけれども。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 審査中の認定第7号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さように決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後3時09分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後3時12分)

【議題】

認定第3号 令和5年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 令和5年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 令和5年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○知名康司 委員長 次に、継続審査となっております認定第3号 令和5年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和5年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 令和5年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上3件を一括して再び議題といたします。

お諮りいたします。本3件に対する質疑を終結し、討論を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより認定第3号を採決いたします。本件は認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は認定されました。

これより認定第4号を採決いたします。本件は認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は認定されました。

これより認定第7号を採決いたします。本件は認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は認定されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。よって、本委員会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

(閉会時刻 午後3時14分)